

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令行規則の一部を改正する省令案 参照条文 目次

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）（抄）	1
○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）（抄）※改正法による改正後のもの	3
○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号）（抄）	6
○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第七十号）（抄）	7
○旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）（抄）	11
○旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）（抄）※改正法による改正後のもの	12
○旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則（昭和六十二年運輸省令第二十号）（抄）	13
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）	13
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）※改正法による改正後のもの	15
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）	17
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第二百二号）（抄）	17
○独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（抄）	19

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）（抄）

（機構の業務に関する特例）

第十三条 機構は、当分の間、機構法第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 第七条から第十一条までの規定により負担することとされる費用等の支払を行うこと。

二 前号の業務その他の業務の遂行に必要な資金に充てるために附則第二条の規定により公団が承継した土地その他の資産のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するもの。

三 前号の業務を効果的に推進するため附則第二条の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものに係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、附則第二条の規定により公団が承継した権利及び義務のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の規定により同項に規定する業務を行う間、機構法第十三条及び前項に規定する業務のほか、同項二号の業務を効果的に推進するため特に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、資金の貸付けを行うことができる。

3 機構は、前項に規定する業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十四条 機構の役員若しくは前条第一項第二号及び第三号の業務（以下「資産処分業務」という。）に従事する職員又はこれらの職にあつた者は、資産処分業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（審議会の権限）

第十六条 機構の理事長は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聴かなければならない。

一・二 （略）

三 国土交通省令で定める重要な資産に係る資産処分業務を行おうとするとき。

2 （略）

（投資）

第二十一条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、機構の委託により第十三条第一項及び第二項に規定する業務（以下「特例業務」という。）の一部を行う事業並びに特例業務と密接に関連する事業で特例業務の円滑な遂行に資するものに投資することができる。

2 （略）

(土地の処分の方法等)

第二十三条 機構は、附則第二条の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの譲渡、貸付けその他の処分に関する契約を締結しようとする場合には、その処分の公正かつ適切な実施を確保するため、一般競争入札の方法に準じた方法その他の国土交通省令で定める方法によらなければならない。

(特例業務勘定)

第二十七条 機構は、特例業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特例業務勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2・3 (略)

附則

(機構の行う特別債券の発行等の業務)

第四条 機構は、機構法第十三条に規定する業務並びに第十三条第一項及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 平成二十四年三月三十一日までの間、その利子に係る収入による北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社の経営の安定を図るため、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社が引き受けるべきものとして、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券(以下この条において「特別債券」という。)を発行すること。

二 特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払を行うこと。

三 平成二十四年三月三十一日までの間、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対し、特別債券の引受けに要する資金に充てるための資金を無利子で貸し付けること。

2 機構は、前項に規定する業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 8 (略)

(機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の業務)

第五条 機構は、平成三十三年三月三十一日までの間、機構法第十三条に規定する業務並びに第十三条第一項及び第二項並びに前条第一項に規定する業務のほか、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社に対し、老朽化した鉄道施設等(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設、設備又は車両をいう。以下この項において同じ。)の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付を行うことができる。

255 (略)

(区分経理の特例)

第六条 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、機構法第十三条第一項第一号に掲げる業務に関する事業のうち平成五年度から平成九年度までの間に行われた鉄道施設の建設に関するものに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てるため、平成二十三事業年度において、特例業務勘定における平成二十二事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後の同条第一項の規定による積立金の額に相当する金額のうち、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を、特例業務勘定から建設勘定（機構法第十七条第二項に規定する建設勘定をいう。以下この条において同じ。）に繰り入れることができる。

2 (略)

3 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、機構法附則第十一条第一項第一号に掲げる業務に必要な費用（平成二十三年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における日本貨物鉄道株式会社の同号に規定する鉄道線路の使用に係るものに限る。）に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができる。

4・5 (略)

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止)

第七条 日本国有鉄道清算事業団法は、廃止する。

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）（抄）※改正法による改正後のもの

(機構の業務に関する特例)

第十三条 機構は、当分の間、機構法第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 第七条から第十一条までの規定により負担することとされる費用等の支払を行うこと。

二 前号の業務その他の業務の遂行に必要な資金に充てるために附則第二条の規定により公団が承継した土地その他の資産のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するもの

三 前号の業務を効果的に推進するため附則第二条の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するもの

四 前三号に掲げるもののほか、附則第二条の規定により公団が承継した権利及び義務のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するもの

するものの行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の規定により同項に規定する業務を行う間、機構法第十三条及び前項に規定する業務のほか、同項第二号の業務を効果的に推進するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、資金の貸付けを行うことができる。

3 機構は、当分の間、機構法第十三条及び前二項に規定する業務のほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対し、本州と四国を連絡する鉄道施設であつて国土交通大臣が定めるものの改修に必要な資金に充てるための資金の交付を行うことができる。

4 機構は、前二項に規定する業務を行うときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(投資)

第二十一条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、機構の委託により第十三条第一項及び第二項に規定する業務（以下「特例業務」という。）の一部を行う事業並びに特例業務と密接に関連する事業で特例業務の円滑な遂行に資するものに投資することができる。

2 (略)

(土地の処分の方法等)

第二十三条 機構は、附則第二条の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの譲渡、貸付けその他の処分に関する契約を締結しようとする場合には、その処分の公正かつ適切な実施を確保するため、一般競争入札の方法に準じた方法その他の国土交通省令で定める方法によらなければならない。

(特例業務勘定)

第二十七条 機構は、第十三条第一項から第三項までに規定する業務（以下「特例業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特例業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2・3 (略)

4 機構は、機構法第十七条第一項及び第一項の規定にかかわらず、旧事業団法附則第九条第二項第一号に規定する鉄道施設の改修に要する費用に充てるため、国土交通大臣の承認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定（機構法第十七条第二項に規定する建設勘定をいう。附則第八条において同じ。）に繰り入れることができる。

附則

(機構の行う特別債券の発行等の業務)

第四条 機構は、機構法第十三条に規定する業務及び特例業務のほか、次の業務を行うことができる。

- 一 平成二十四年三月三十一日までの間、その利子に係る収入による旅客会社（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社をいう。以下同じ。）の経営の安定を図るため、当該旅客会社が引き受けるべきものとして、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券（以下この条において「特別債券」という。）を発行すること。
 - 二 特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払を行うこと。
 - 三 平成二十四年三月三十一日までの間、旅客会社に対し、特別債券の引受けに要する資金に充てるための資金を無利子で貸し付けること。
- 2～8 （略）

（機構の行う会社等への助成金の交付等の業務）

第五条 機構は、令和十三年三月三十一日までの間、機構法第十三条に規定する業務並びに特例業務及び前条第一項に規定する業務のほか、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第三項に規定する会社（以下「会社」という。）の経営基盤の強化を図るため、次の業務を行うことができる。

- 一 会社及び鉄道施設等（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設、設備又は車両をいう。以下この号において同じ。）を旅客会社に貸し付ける者に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他の鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。
 - 二 会社に対し、当該会社の生産性の向上に資する施設等（施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）をいう。）の整備（これに関する調査を含む。）及び管理に必要な資金を出資すること。
 - 三 会社に対し、第十三条第二項の規定による貸付金又は日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）第一条の規定による改正前の附則第五条第一項の規定による貸付金に係る債権の全部又は一部を出資すること。
- 2 機構は、前項に規定する業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 3～5 （略）

（機構の行う利子補給金の支給の業務）

第六条 機構は、機構法第十三条に規定する業務並びに特例業務並びに附則第四条第一項及び前条第一項に規定する業務のほか、国土交通大臣が指定する金融機関が行う会社の経営基盤の強化に必要な資金の貸付け（令和三年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に締結した契約に基づくものに限る。）について、当該金融機関に対し、利子補給金を支給することができる。

- 2 前項の規定により特例業務勘定から建設勘定に繰り入れた金額は、特例業務勘定における同項の積立金の額から減額して整理するものとする。
- 3～5 （略）

（機構の行う会社の土地の取得等の業務）

第七条 機構は、機構法第十三条に規定する業務並びに特例業務並びに附則第四条第一項及び第五条第一項並びに前条第一項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

- 一 令和十三年三月三十一日までの間、会社の所有する土地のうち日本国有鉄道改革法第二十二条の規定により承継されたものであって、当該会社の事業の用に供されていないものの取得を行うこと。
 - 二 当分の間、前号の規定により取得した土地の処分を行うこと。
 - 三 当分の間、前号の業務を効果的に推進するため同号の土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。
- 2 機構は、前項第一号の業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
 - 3 5 (略)

(区分経理の特例)

第八条 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、機構法第十三条第一項第一号に掲げる業務に関する事業のうち平成五年度から平成九年度までの間に行われた鉄道施設の建設に関するものに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てるため、平成二十三事業年度において、特例業務勘定における平成二十二事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後の同条第一項の規定による積立金の額に相当する金額のうち、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を、特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができる。

2 (略)

3 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、機構法附則第十一条第一項第一号に掲げる業務に必要な費用(平成二十三年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における日本貨物鉄道株式会社の同号に規定する鉄道線路の使用に係るものに限る。)に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができる。

4・5 (略)

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止)

第九条 日本国有鉄道清算事業団法は、廃止する。

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令(平成十年政令第三百三十五号)(抄)

(投資の対象)

第六条 法第二十一条第一項の規定により機構が投資することができる事業は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 機構の所有する資産が処分されるまでの間において、当該資産を管理し、又は有効に利用する事業

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第七十号）（抄）

（資金の貸付け等の認可）

第一条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「法」という。）第十三条第三項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 貸付先
 - 二 貸付金の使途
 - 三 貸付金の額
 - 四 貸付予定期日
 - 五 貸付金の利率
 - 六 貸付金の償還方法、償還期限及び据置期間
 - 七 利息の支払の方法
 - 八 その他必要な事項
- 2 機構は、前項第二号又は第五号から第八号までに掲げる事項について変更しようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出してその認可を受けなければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣と協議するものとする。

（契約方式）

第五条 法第二十三条の国土交通省令で定める方法は、一般競争入札の方法に準じた方法とする。ただし、次に掲げる場合には、随意契約による方法とすることができる。

- 一 契約が、国又は事業者に、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な土地を譲渡することを目的とする場合
- 二 契約が、地方公共団体に土地を譲渡することを目的とする場合（当該地方公共団体が当該土地の全部又は一部を法人（その総株主の議決権又は出資金額若しくは出えんされた金額の二分の一を超える数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは出えんをされている法人に限る。）に貸し付ける場合を含む。）であつて、当該土地が主として公共用、公用又は公益事業の用に供されるものであるとき。
- 三 契約が、地方公共団体に土地を譲渡することを目的とする場合（当該地方公共団体が当該土地の全部又は一部を公益事業を営業者に貸

し付ける場合を含む。)であつて、当該土地が公益事業の用に供されるものであるとき。

四 契約が、公法人(地方公共団体を除く。)に土地を譲渡することを目的とする場合であつて、当該土地が主として公共用、公用又は公益事業の用に供されるものであるとき。

五 契約が、機構が主として住宅の用に供するため造成した土地をあらかじめ公示した価格をもつて公正な方法で選考された者に譲渡すること(主として住宅の用に供する施設を整備した土地にあつては、当該施設と併せてあらかじめ公示した価格をもつて公正な方法で選考された者に譲渡すること)を目的とする場合

六 契約が、法第二十一条第一項の規定により機構が投資した事業(法附則第七条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十年法律第九十号。次号において「旧事業団法」という。))第二十七条第一項の規定により日本国有鉄道清算事業団(次号において「事業団」という。))が投資した事業及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)附則第十六条の規定による改正前の法(次号において「改正前債務等処理法」という。))第二十一条第一項の規定により日本鉄道建設公団(次号において「公団」という。))が投資した事業を含む。)であつて日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令(平成十年政令第三百三十五号。次号において「令」という。))第六条第三号に掲げるものを経営する者にその投資の目的を達成するため必要な土地を貸し付けることを目的とする場合

七 契約が、土地の効果的な処分を推進するための特定の処分を実施するため、前号の規定により機構が土地を貸し付けた者(附則第二条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法施行規則(昭和六十二年運輸省令第二十二号)第六条第一項第六号の規定により事業団が土地を貸し付けた者及び独立行政法人の設立に伴う関係省令の整備に関する省令(平成十五年国土交通省令第九号)第二十六条の規定による改正前の第五条第一項第六号の規定により公団が土地を貸し付けた者を含む。)(令第六条第一号及び第三号に掲げる事業を併せて経営する者であつて、法第二十一条第一項の規定により機構がこれらの事業に投資したもの(旧事業団法第二十七条第一項の規定により事業団がこれらの事業に投資したもの及び改正前債務等処理法第二十一条第一項の規定により公団がこれらの事業に投資したものを含む。))に限る。))に当該貸付けに係る土地を譲渡することを目的とする場合

八 契約が、土地の貸付けを目的とする場合であつて、その内容が法第十三条第一項及び第二項に規定する業務(以下「特例業務」という。))の確実かつ円滑な実施を妨げないものであり、かつ、その貸付期間が一年を超えないとき。

九 契約が、法第二十五条の規定により土地を無償で貸し付けることを目的とする場合

十 契約が、土地を信託し、併せて当該信託の受益権の販売を委託することを目的とする場合

十一 契約が、前号の信託の受益権をあらかじめ公示した価格をもつて譲渡することを目的とする場合

十二 契約が、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第八条第一項に規定する起業者に同法第十六条に規定する事業の認定を受けた事業の用に供するため必要な土地を処分し、又は同法第六十六条第一項に規定する買受権者に当該買受権に係る土地を譲渡することを目的とする場合

十三 契約が、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停に基づくものであり、又は民事訴訟法(平成八年法律第九号)による和解である場合

- 十四 一般競争入札の方法に準じた方法により公告を行っても入札者がいない場合であつて予定価格以上の価格で契約を締結するとき。
- 十五 再度の入札に付しても落札者がいない場合であつて予定価格以上の価格で契約を締結するとき。
- 十六 落札者が契約を結ばない場合であつて落札金額以上の価格で契約を締結するとき。
- 十七 契約が、土地の譲渡を目的とする場合であつて、その予定価格が三百万円を超えないとき。
- 十八 一般競争入札の方法に準じた方法によることが不利である場合

2 (略)

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の特例)

第七条 機構に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項のうち特例業務に係るものは、次のとおりとする。

- 一 法第十三条第一項第一号の費用等の支払に関する事項
- 二 法第十三条第一項第二号の資産の処分に関する事項
- 三 法第十三条第一項第三号の宅地の造成及び関連施設の整備並びに宅地及び関連施設の管理及び譲渡に関する事項
- 四 法第十三条第一項第四号の権利及び義務の行使及び履行に関する事項
- 五 法第十三条第二項の資金の貸付けに関する事項
- 六 その他業務に関し必要な事項

2 (略)

第八条 法第十三条第一項及び第二項の規定により特例業務が行われる場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令(平成十五年国土交通省令第百二十二号)第九条第一項本文中「次に掲げる業務ごと」とあるのは、「次に掲げる業務ごと及び日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)第二十一条第一項の特例業務について」とする。

附 則

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の特例)

第三条 法附則第四条第一項及び第五条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第七条第一項各号に掲げる事項に加えて、次に掲げる事項を業務方法書に記載するものとする。

- 一 法附則第四条第一項第一号の鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券(以下この条及び次条において「特別債券」という。)の発行に関する事項
- 二 法附則第四条第一項第二号の特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払に関する事項
- 三 法附則第四条第一項第三号の資金の貸付けに関する事項

四 法附則第五条第一項の資金の貸付け又は助成金の交付に関する事項

2 法附則第四条第一項及び第五条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第八条中「特例業務が行われる場合」とあるのは「特例業務が行われる場合並びに法附則第四条第一項及び第五条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合」と、「次に掲げる業務ごと及び」とあるのは「次に掲げる業務ごと並びに」と、「第二十一条第一項の特例業務」とあるのは「第二十一条第一項の特例業務並びに同法附則第四条第一項及び第五条第一項に規定する業務」とする。

(機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の認可)

第五条 機構は、法附則第五条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 無利子の資金の貸付けの業務

イ 貸付先

ロ 次に掲げる鉄道施設等（法附則第五条第一項に規定する鉄道施設等をいう。以下この項において同じ。）の整備の別を明らかにした貸付金の使途

(1) 北海道旅客鉄道株式会社又は四国旅客鉄道株式会社が行う輸送の安全の確立のための鉄道施設等の整備であつて、国土交通大臣が告示で定めるもの

(2) 老朽化した鉄道施設等の更新その他旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第三項に規定する会社（以下この項において「会社」という。）の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備（(1)に掲げるものを除く。）

ハ 貸付金の額

ニ 貸付予定期日

ホ 貸付金の償還方法、償還期限及び据置期間

ヘ その他必要な事項

二 助成金の交付の業務

イ 交付先

ロ 次に掲げる鉄道施設等の整備の別を明らかにした助成金の使途

(1) 北海道旅客鉄道株式会社又は四国旅客鉄道株式会社が行う輸送の安全の確立のための鉄道施設等の整備であつて、国土交通大臣が告示で定めるもの

(2) 老朽化した鉄道施設等の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備（(1)に掲げるものを除く。）

ハ 助成金の額

ニ 助成金交付予定期日

ホ その他必要な事項

- 2 機構は、前項第一号ロ、ホ若しくはへ又は第二号ロ若しくはホに掲げる事項について変更しようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出してその認可を受けなければならない。
- 3 (略)

(特例業務勘定から建設勘定への繰入金の精算)

- 第六条 機構は、法附則第六条第一項又は第三項の規定により法第二十七条第一項に規定する特例業務勘定(以下この条において単に「特例業務勘定」という。)から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十七条第二項に規定する建設勘定(以下この条において単に「建設勘定」という。)に繰入れを行った場合において、精算の結果当該繰入金に剰余を生じたときは、速やかに、その剰余額を建設勘定から特例業務勘定に繰り入れなければならない。

○旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)(抄)

(会社の目的及び事業)

- 第一条 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社(以下「旅客会社」という。)は、旅客鉄道事業及びこれに附帯する事業を営むことを目的とする株式会社とする。
- 2 日本貨物鉄道株式会社(以下「貨物会社」という。)は、貨物鉄道事業及びこれに附帯する事業を営むことを目的とする株式会社とする。
- 3 旅客会社及び貨物会社(以下「会社」という。)は、それぞれ第一項又は前項の事業を営むほか、国土交通大臣の認可を受けて、自動車運送事業その他の事業を営むことができる。この場合において、国土交通大臣は、会社が当該事業を営むことにより第一項又は前項の事業の適切かつ健全な運営に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

(旅客会社の経営安定基金)

第十二条 (略)

2 (略)

- 3 基金は、取り崩してはならない。ただし、当該会社の純資産額が資本金、準備金及び基金の総額に満たなくなった場合においてあらかじめ国土交通大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

4 5 6 (略)

(報告及び検査)

第十四条 国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会

社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十九条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

○旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）（抄）※改正法による改正後のもの

（旅客会社の経営安定基金）

第十二条（略）

2（略）

3 基金は、取り崩してはならない。ただし、当該旅客会社の純資産額が資本金、準備金及び基金の総額に満たなくなった場合においてあらかじめ国土交通大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

4～6（略）

（報告及び検査）

第十五条 国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3（略）

第二十条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

附則

(旅客会社の基金に係る資産からの貸付け)

第十四条 旅客会社は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第十一条第六号の規定による長期借入金（借入れの申込みを受けたときは、基金に係る資産のうち国土交通省令で定めるもの）から貸付けを行うものとする。

○旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則（昭和六十二年運輸省令第二十号）（抄）

(経営安定基金の取崩しの承認の申請)

第十二条 法第一条第一項に規定する旅客会社は、法第十二条第三項ただし書の規定により経営安定基金の取崩しの承認を受けようとするときは、経営安定基金の取崩しの金額及び期日並びにその理由を記載した申請書に当該会社の純資産額が資本金、準備金及び経営安定基金の総額に満たなくなつたことを示す書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

(立入検査の証明書)

第十四条 法第十四条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 会社が日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第二十三条第八項の規定により無償で譲渡する鉄道施設は、第七条の規定にかかわらず、法第八条の運輸省令で定める重要な財産には該当しないものとする。

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）（抄）

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設を行うこと。
- 二 新幹線鉄道の建設に関する調査を行うこと。
- 三 第一号の規定により建設した鉄道施設を当該新幹線鉄道の営業を行う者に貸し付け、又は譲渡すること。
- 四 前号又は第六号の規定により貸し付けた鉄道施設に係る災害復旧工事を行うこと。

- 五 国土交通省令で定める規格を有する鉄道（新幹線鉄道を除く。）又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の建設及び政令で定める大規模な改良（以下「大改良」という。）を行うこと。
- 六 前号の規定により建設又は大改良をした鉄道施設又は軌道施設を当該鉄道又は軌道に係る鉄道事業者に貸し付け、又は譲渡すること。
- 七 海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者で使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること。
- 八 前号の規定により船舶を建造する海上運送事業者に対し、当該船舶について、建造若しくは改造又は保守若しくは修理に関する技術的援助を行うこと。
- 九 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項に規定する業務を行うこと。
- 十 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十条の二第一項に規定する業務を行うこと。
- 十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
 - 一 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良に関する事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金等（補助金その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。
 - 二 鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）第八条第八項又は踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第十条第三項の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。
 - 三 前二号に規定するもののほか、鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良（これらに関する調査を含む。）に関する事業、鉄道事業に係る技術の開発に関する事業、鉄道事業の業務運営の効率化に関する措置その他の鉄道事業の健全な発達を図る上で必要となる事業又は措置を行う鉄道事業者その他の者に対し、これらの事業等に要する費用に充てる資金の全部又は一部について、予算で定める国の補助金等の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。
 - 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 機構は、前二項に規定する業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第四条第一項に規定する業務を行うこと。
- 4 機構は、前三項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。
 - 一 第一項第一号又は第五号の鉄道施設で高架のもの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他の施設を、当該鉄道施設の建設に伴って機構が取得した土地に建設し、及び管理すること。
 - 二 鉄道に関する工事並びに調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

（区分経理等）

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十三条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項及び第四項の業務
- 二 第十三条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務
- 三 第十三条第一項第九号及び第十号の業務及びこれ並びにこれらに附帯する業務
- 四 第十三条第二項の業務

2 機構は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる業務に関する事業に要する費用に充てる資金として国から交付を受けた補助金等については、同項第四号に掲げる業務に係る勘定（以下「助成勘定」という。）に繰り入れ、当該補助金等の全部に相当する金額を、遅滞なく、同項第一号に掲げる業務に係る勘定（以下「建設勘定」という。）に繰り入れるものとする。

3～6 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第十八条

2・3 (略)

4 前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。

5・6 (略)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）※改正法による改正後のもの

(区分経理等)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十三条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項及び第四項の業務
- 二 第十三条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務
- 三 第十三条第一項第九号及び第十号の業務並びにこれらに附帯する業務
- 四 第十三条第二項の業務

2 機構は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる業務に関する事業に要する費用に充てる資金として国から交付を受けた補助金等については、同項第四号に掲げる業務に係る勘定（以下「助成勘定」という。）に繰り入れ、当該補助金等の全部に相当する金額を、遅滞なく、同項第一号に掲げる業務に係る勘定（以下「建設勘定」という。）に繰り入れるものとする。

3～6 (略)

7 機構は、第一項の規定にかかわらず、全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建

設線に係る同法第六条第一項に規定する営業主体がその全部又は一部を廃止しようとする鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始しようとする場合において、当該建設線に係る建設工事の工期が遅延したことに起因して生じた事態に対処するため、第十三条第一項第九号に掲げる業務として当該他の者に対する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項第一号の規定による出資を行うときは、当該出資に要する費用に相当する金額を建設勘定から第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に繰り入れるものとする。

8 機構は、第一項の規定にかかわらず、前項の出資に基づいて取得した株式の全部又は一部を処分したときは、当該株式の処分により生じた収入の額（当該株式の取得に要した費用の額を超える額がある場合には、その額を除く。）に相当する金額を第一項第三号に掲げる業務に係る勘定から建設勘定に繰り入れるものとする。

附 則

（業務の特例）

第十一条 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する建設線（以下この項において「建設線」という。）の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線に係る同法第六条第一項に規定する営業主体がその全部又は一部を廃止した鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であつて、当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社（以下「日本貨物鉄道株式会社」という。）が支払う使用料が増加するときにおいて、日本貨物鉄道株式会社に対し、政令で定めるところにより、助成金の交付を行うこと。

二 旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）第十九条第一号の規定により改造した国内旅客船を第四条第六号イ又はロに掲げる者に、旧事業団法第二十条第一項第五号の規定により建造した貨物船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう近海区域を航行区域とするものに限る。）を旧事業団法第二条第九号の海上貨物運送事業者又は同条第十号の貨物船貸渡業者（以下「貸渡業者」という。）に、それぞれ使用させ、及びこれらの船舶をこれらの者に譲渡すること。

三 内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）第五十八条において準用する同法第八条第一項第五号に掲げる事業を行う内航海運組合連合会に対し、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けること。

四 中央新幹線（平成二十三年五月二十六日に全国新幹線鉄道整備法第七条第一項の規定により決定された整備計画に係る建設線をいう。以下この号において同じ。）の速やかな建設を図るため、中央新幹線に係る同法第六条第一項に規定する建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けること。

五 都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は政令で定める大規模な改良に関する事業を行う東京地下鉄株式会社に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

六 附則第三条第十一項の規定による繰入れに必要な費用に充てるとともにその利子に係る収入による旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社の経営の安定を図るため、当該旅客会社から長期借入金（以下「借入金」という。）を借り入れること。

七 前号の規定による長期借入金の償還及び当該長期借入金に係る利子の支払を行うこと。
八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 (略)

3 機構は、第十三条及び前二項に規定する業務のほか、旧基金法附則第十条第二項の規定により基金が承継し、さらに、旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した債務のうち附則第三条第一項の規定により機構が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払（これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を含む。）に関する業務、保有機構が改正前改革法第二十二条の規定により日本国鉄道から承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る当該承継に伴う所有権の移転の登記に関する業務その他同項の規定による権利及び義務の承継に伴い必要となる業務を行うものとする。

4 (略)

5 この法律の施行の際現に旧事業団法第二十条第一項第二号に掲げる業務に関し同条第七項の規定により事業団が締結している協定、同条第一項第八号の規定により事業団が締結している貸付契約及び同項第九号の規定により事業団が締結している保証契約に係る事業団の業務については、この法律の施行後は機構が行うものとし、これらの規定及び同条第八項の規定は、これらの業務が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

6～11 (略)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）

（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）

第十二条 次の各号に掲げる勘定における法第十八条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第十七条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 法第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定 当該事業年度における通則法第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第二百二号）（抄）

（勘定区分等）

第九条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて経理するものとする。

- 一 法第十七条第一項第一号に掲げる業務
 - 二 法第十七条第一項第二号に掲げる業務
 - 三 法第十七条第一項第三号に掲げる業務
 - 四 法第十七条第一項第四号に掲げる業務
- 2 〽 4 (略)

(退職給付引当金見返)

第十一条の二 建設勘定においては、退職給付引当金に係る会計処理のため、貸借対照表の資産の部に退職給付引当金見返の勘定科目を設けて計算するものとする。

2 前項の計算は、毎事業年度、当該事業年度の前事業年度末における退職給付引当金見返の額に第一号及び第二号に掲げる額の合計額を加えた額を退職給付引当金見返として貸借対照表の資産の部に計上するものとする。

- 一 当該事業年度末における退職給付引当金の額から当該事業年度の前事業年度末における退職給付引当金の額を減じて得た額
- 二 当該事業年度において支給された退職給付の額から当該事業年度における退職給付費用として配賦された額を減じて得た額

(積立金の記載)

第十一条の三 第九条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定において、法第十八条第二項の規定による積立金を貸借対照表の資本の部に計上する場合には、通則法第四十四条第一項の規定による積立金と区分して計上するものとする。

附 則

(業務の特例に関する経過措置)

第二条 法附則第十一条第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第四条各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を業務方法書に記載するものとする。

- 一 法附則第十一条第一号に規定する助成金の交付に関する事項
- 二 法附則第十一条第二号に規定する船舶の使用及び譲渡に関する事項
- 三 法附則第十一条第三号に規定する資金の貸付けに関する事項
- 四 法附則第十一条第四号に規定する資金の貸付けに関する事項
- 五 法附則第十一条第五号に規定する資金の貸付けに関する事項
- 六 法附則第十一条第三項に規定する権利及び義務の承継に伴い必要となる業務に関する事項
- 七 法附則第十一条第五項に規定する協定、貸付契約及び保証契約に係る事業団の業務に関する事項

2 法附則第十一条第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第九条第一項第一号中「法第十七条第一項第一号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第一号に掲げる業務並びに法附則第十一条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」と、同項第二号中「法第十七条第一項第二号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第二号に掲げる業務、法附則第十一条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第五項に規定する業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務」と、同項第三号中「法第十七条第一項第三号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第三号に掲げる業務並びに法附則第十一条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」と、同項第四号中「法第十七条第一項第四号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第四号に掲げる業務、法附則第十一条第一項第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務、同条第三項に規定する業務並びに同条第五項に規定する業務のうち協定に係る業務」と、同条第二項第一号中「限る。」とあるのは「限る。」並びに法附則第十一条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」とする。

3
3 6 (略)

(償却資産の指定の特例)

第三条 機構の成立の際、債務等処理法附則第七条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）附則第九条第二項第一号に規定する鉄道施設に係る資産（同項の規定により債務等処理法附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（附則第七条第二項において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）へ承継した債務に係る資産のうち機構が承継したものを除く。）は、第十二条第一項の指定を受けたものとみなす。

(特例業務勘定繰入金見返負債)

第四条 建設勘定において、債務等処理法附則第六条第一項の規定により平成二十三事業年度において債務等処理法第二十七条第一項に規定する特例業務勘定（以下この条において単に「特例業務勘定」という。）から繰入金を受け入れた場合には、貸借対照表の負債の部に特例業務勘定繰入金見返負債の勘定科目を設けて、同科目に当該繰入金金額に相当する金額を計上するものとする。

2
2 3 (略)

4 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第七十号）附則第六条の規定により建設勘定から特例業務勘定に繰入れ（債務等処理法附則第六条第一項の規定による繰入金に係る剰余額に係るものに限る。）を行った場合には、当該繰入金金額に相当する金額を、特例業務勘定繰入金見返負債に計上した金額から減額するものとする。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）（抄）

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 (略)

(利益及び損失の処理)
第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 (略)

3 中期目標管理法人及び国立研究開発法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中期計画（第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の同条第二項第七号又は中長期計画（第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五条の五第二項第七号の剰余金の用途に充てることができる。

4 (略)

(主務省令への委任)
第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。